

## 仙北市教育委員会事務事業点検評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定により、仙北市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理執行状況についての点検及び評価（以下「事務事業点検評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務事業点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、外部の有識者による識見を活用し、毎年、前年度に教育委員会が実施した事務事業のうち、平成20年から施行している仙北市行政評価試行要綱（以下「行政評価要綱」という。）に基づき、教育行政の推進上重要な事務事業を対象に事務事業点検評価を実施する。

(事務事業点検評価の対象)

第3条 事務事業点検評価の対象は、前条の規定により、教育長が選定するものとする。

(事務事業点検評価の方法)

第4条 事務事業点検評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 有効性、効率性及び必要性の観点から点検・評価を行うものとし、行政評価要綱に定める評価表により、各種指標を用いて実施するものとする。
- (2) 教育委員会事務局の各課職員は、所管する事務事業について、課長級職員の意見等を踏まえ、教育目標、基本方針及び重点項目の取り組み状況を勘案し、事務事業点検評価の第一次点検評価を行う。
- (3) 第一次点検評価の客観性及び信頼性を確保するため、次条の規定により設置する第三者による仙北市教育委員会事務事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、第一次点検評価結果について意見を聴取する。
- (4) 教育委員会は、前3号により点検・評価した結果並びに評価委員会の意見を踏まえ、総合的な点検・評価を行う。

(評価委員会の設置等)

第5条 評価委員会は、教育に関する学識経験を有する者から、教育委員会が委嘱する者3人をもって組織する。

- (1) 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 評価委員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的な意見を述べることができる者とする。
- (4) 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務事業点検評価結果等の活用)

第8条 教育委員会は、事務事業点検評価の結果を教育目標、教育行政方針の策定、施策その他事務事業の改善等に活用する。

(事務事業点検評価結果等の公表)

第9条 教育委員会は、事務事業点検評価結果を議会へ報告するとともに、ホームページに掲載するほか、広報等を利用し市民に公表する。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事務事業点検評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年 8月29日から施行する。